

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）342条1項の規定に基づく各固定資産税賦課処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成31年1月10日付けで行った別紙1物件目録1ないし5記載の各償却資産（以下「本件各資産」という。）に係る平成26年度ないし平成30年度（以下「本件各課税年度」という。）の各固定資産税賦課処分（以下「本件各処分」という。内容は、別紙2賦課処分目録1ないし5記載のとおりであり、このうち、平成26年度ないし平成29年度は過年度の相当分である。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、収益事業であるクリニックに関する設備については、処分庁から送付を受けた書類により、平成26年度から平成28年度に同事業を廃止するまで、請求人所有に係る償却資産として申告を行っていた。しかし、知事から指定障害福祉サービス事業者としての指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧「障害者自立支援法」）36条1項の規定による指定）

を受けてから、過去8年間にわたって事業を行ってきた「〇〇」に関するものについては、処分庁から、償却資産課税に係る説明も指摘もないまま経過してきた。しかし、今回、知事の証明書がないことをもって、突然、本件各処分により、5年も前に遡って課税されたことは承服できない。

本件各処分により固定資産税課税の対象となった厨房機器は、そもそも、上記障害者福祉サービス事業開始前の日本財団助成金申請の際に、都の福祉保健局において作成した知事名による同財団宛ての意見書において、整備の必要性が指摘されたものである。固定資産税を非課税とするために必要な証明書の発行事務は、福祉保健局が所管であるというのに、同局の担当者も償却資産の非課税申告についての認識を持っていなかったようである。請求人が、何度か同局を訪れる機会があったが、その際に証明書の必要性について教えてもらえれば、すぐに手続をすることができた。

請求人は、〇〇区からは、過去に、継続して〇〇区内〇〇認定通知書を得ているので、知事の証明の内容と比較して、検討してほしい。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年8月14日	諮問
令和元年9月27日	審議（第37回第3部会）
令和元年10月24日	審議（第38回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 償却資産の定義

法341条の規定は、固定資産税について、同条各号に掲げる用語の意義を当該各号にそれぞれ定めているところ、1号において、「固定資産」とは、土地、家屋及び償却資産を総称するものと定め、4号において、「償却資産」について、「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。」と定めている。

#### (2) 固定資産税の納税義務者

法343条1項の規定によれば、固定資産税は、固定資産の所有者に課するものとされるが、同条3項によれば、1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいうとされている。

#### (3) 固定資産税の賦課期日

法359条の規定によれば、固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とするとされている。

#### (4) 固定資産課税台帳

法380条1項の規定によれば、市町村（特別区の存する区域においては、都。以下同じ。）は、固定資産の状況及び固定資産

税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならないとされている。

なお、「固定資産課税台帳」とは、土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称するものである（法341条9号）。

(5) 固定資産の価格等の決定又は修正等

法417条1項の規定によれば、市町村長（特別区の所在する区域においては、都知事。以下同じ。）は、411条2項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならないとされ、また、この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないとされている。

(6) 固定資産の申告

法383条の規定によれば、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、総務省令の定めるところによって、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならないとされている。

(7) 償却資産に係る固定資産税の課税標準

法349条の2の規定によれば、償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとされている。

(8) 固定資産税の税率

法 350 条の規定によれば、固定資産税の標準税率は 100 分の 1.4 とされている。

また、東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号。以下「条例」という。）は、固定資産税の税率を 100 分の 1.4 と定めている（122 条）。

#### (9) 固定資産税の徴収の方法

法 364 条 1 項の規定によれば、固定資産税の徴収については、普通徴収（徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収すること。法 1 条 1 項 7 号）の方法によるものとされている。

#### (10) 固定資産税の非課税の範囲

法 348 条 1 項の規定によれば、市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができないとされている。

また、同条 2 項の規定によれば、固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない（ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。）とされており、次に掲げる固定資産として、10 号の 7 により、「10 号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法 2 条 1 項に規定する社会福祉事業（同条 3 項 1 号の 2 に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの」が掲げられている。

法施行令 49 条の 15 第 1 項の規定によれば、法 348 条 2 項 10 号の 7 に規定する政令で定める者は、次に掲げる者としてされており、次に掲げる者として、6 号により、「前各号に掲げる者以外の者で総務省令で定めるもの」が掲げられている。

法施行規則 10 条の 7 の 3 第 1 項の規定によれば、政令 49 条の 15 第 1 項 6 号に規定する総務省令で定める者は、社会福祉法

69条（同法74条の規定が適用される場合を含む。）の規定により都道府県知事に届出をした者で次に掲げる者とするとして、次に掲げる者として、4号により、「認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体（法人格のない団体を含む。）で営利を目的としない団体であることについて都道府県知事が証明したもの」が掲げられている。

(11) 固定資産税賦課決定の期間制限

法17条の5第5項によれば、固定資産税に係る賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができないとされている。

なお、東京都において賦課する各年度の固定資産税の法定納期限は、法11条の4第1項及び条例129条1項の規定によれば、当該年度の6月30日である。

2 以上を前提に、本件各処分は、取消理由となるような違法・不当な点がないかどうかについて、以下に検討する。

(1) 請求人に対し、本件各資産に係る固定資産税を賦課することの可否について

本件各資産は、請求人を所有者として、本件各課税年度の償却資産課税台帳に、知事が定めた価格等が登録されている固定資産であることから、本件各処分は、処分庁が、これらの登録事項を基に、本件各年度の固定資産税に係る賦課処分を行ったものであることが認められる。

なお、固定資産税に係る非課税規定（前記1・(10)）の適用について検討するに、請求人は、特定非営利活動法人であるが、特定非営利活動法人は、法348条1項の規定に列挙されている固定資産税を課することができないとされる各種の団体のいずれにも該当しない。また、本件各資産について、本件各課税年度に係

る各賦課期日において、法348条2項の規定が掲げる各号のいずれかの要件を満たしていることを認めるべき資料はない。したがって、処分庁が請求人に対して、本件各資産に係る固定資産税を非課税とするべき法的根拠は、これを見出すことができないものである。

また、本件各処分は、いずれも本件各課税年度に係る法定納期限から5年の期間内の時点において行われたものであり、法17条の5第5項の規定による固定資産税賦課決定の期間制限（前記1・(11)）に反するものではない。

以上の点で、本件各処分は、いずれも前記1の法令等の定めに従ったものであり、違法・不当なものではないものと認められる。

(2) 本件各処分における各税額の算定について

ア 本件各処分における各税額の算定については、処分庁が、償却資産課税台帳に登録された各課税年度に係る本件各資産の価格に基づき、法20条の4の2第1項の規定（課税標準額の計算においては千円未満の端数金額は切り捨てることを定めている。）を適用して、別紙2賦課処分目録1ないし5記載の各「課税標準額」とおり、各課税年度の課税標準額を定めていることが認められる。そして、これらの各課税標準額に、それぞれ前記1・(8)の規定による税率（100分の1.4）を乗じた上、法20条の4の2第3項の規定（地方税の確定金額の百円未満の端数金額は切り捨てることを定めている。）を適用して、同目録1ないし5記載の各課税年度に係る各「当初税額」とおりの各金額を定めたものであることが認められる。

イ 処分庁は、さらに本件各資産の一部（別紙1物件目録1・(4)、同2・(4)、同3・(3)、同4・(3)及び同5・(3)記載の各「消火機器」）については、請求人に対し、減免規定（「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産

税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と定める法367条の規定を受けて、「次の各号のいずれかに該当する固定資産であつて、知事において必要があると認めるものに対する固定資産税の納税者に対しては、当該固定資産税を減免する。」と定める条例134条1項及び同項2号の「公益のために直接専用する固定資産（固定資産の所有者に課する固定資産税にあつては、当該所有者が有料で使用させるものを除く。）」との規定）を適用すべき要件を満たすと認定して、上記アの各課税年度に係る「当初税額」から、別紙2賦課処分目録1ないし5記載の各課税年度に係る各「減免税額」（減免の要件を満たすと認めた当該固定資産に係る各課税年度に係る固定資産税相当額であるが、百円未満の端数金額は、これを切り上げるものとする。）を減じて、本件各課税年度の固定資産税の各税額を、同目録1ないし5記載の各「税額」のとおり、算定したことが認められる。

以上のように、本件各処分は、税額算定に係る関係法令の規定を踏まえた適正なものであり、各税額算定過程における違算もないものと認められる。

### 3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、前記第3のとおり、「〇〇」に関する事業の用に供する設備については、処分庁から、償却資産課税に係る説明も指摘もないまま経過してきたにもかかわらず、今回、知事の証明書がないことをもって、突然、本件各処分により、5年も前に遡って課税されたことは承服できないと主張している。

しかしながら、処分庁から申告書類の送付を受けていたか否かに関係なく、請求人は、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者として、毎年1月1日現在における当該償却資産につい

て、償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに知事に申告しなければならないものである（前記1・(6)）。にもかかわらず、本件各資産のうち、請求人が、本件各課税年度において、担当職員からのしょうようを待つことなく積極的に申告を行ったのは、平成26年度、平成27年度及び平成28年度における一部の固定資産（別紙1物件目録1・(1)、同2・(1)及び同3・(4)各記載の償却資産）のみであったことが認められる。

これら実際に申告された償却資産は、請求人の行う収益事業であるクリニックの事業の用に供する固定資産であるから、処分庁においては、上記の各申告を受けた範囲では、請求人が、当該資産以外に法348条2項10号の7の規定にいう「社会福祉法2条1項に規定する社会福祉事業（同条3項1号の2に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産」に該当するものを所有する者であると認識することは、必ずしも容易ではなかったものと認められる。

そうであるとする、処分庁が、請求人に対し、速やかに法施行規則10条の7の3第1項4号の規定による知事の証明を得ることを指導することができたとは、想定できないものであって、請求人の主張は、その前提を欠くものであるといわざるを得ない。

- (2) 請求人は、過去に請求人が継続して受けていた〇〇区内〇〇認定の内容を検討して、法施行規則10条の7の3第1項4号の規定により知事の証明を得ていた場合と同様に非課税とする取扱いをすべきだとも主張するようである。

しかし、特則・例外規定である租税法の非課税要件を定める規定については、租税負担公平の原則から、不公平の拡大を防止するため、解釈の狭義性、厳格性が強く要請されているものである（最高裁判所平成元年11月30日判決・税務訴訟資料174号

823頁、その原審大阪高等裁判所昭和63年10月26日判決・税務訴訟資料166号358頁）。

そして、請求人の主張のように特別区から受ける認定を、法施行規則の定める都道府県知事の証明と同等のものとして課税の可否を判断するとすれば、そのことは、上記最高裁判所の判例の趣旨からして、租税法規の解釈上の原則を逸脱した違法な法令解釈を行うこととなるものといわざるを得ないものであって、課税庁として許されないものであることは明らかである。

(3) 以上のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がないものである。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2 (略)